

# 公 告

次のとおり郵便条件付一般競争入札に付します。  
令和3年2月3日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館  
理事長 桐野 高明

## 1 入札に付する事項

- (1) 物 件 名 令和3年度「文具等消耗品（209品目）」単価契約
- (2) 調達物品の仕様等 入札条件書による
- (3) 契 約 期 間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- (4) 納 入 場 所 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
- (5) 入 札 方 法 郵便による入札を行う。詳細は別紙（「郵便入札の実施について」）による。

## 2 入札参加資格

- (1) 佐賀県の「物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）」第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館事務取扱規則第2条第5項に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形または小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己または自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、および次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
  - ⑤ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
  - ⑥ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなった場合、入札に参加出来ないものとする。

## 3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に關係書類を添付のうえ、令和3年2月17日午後5時（必着）までに郵送又は持参すること。
- (2) 入札参加資格の確認結果は、提出された書類を審査のうえ、令和3年2月25日までに通知する。
- (3) 提出した關係書類等について説明を求められた場合は、これに応じること。
- (4) 参考規格品と異なる物品で応札する場合は、応札物品承認申請書にカタログ、サンプル物品（任意）を添付のうえ、令和3年2月17日午後5時（必着）までに4（1）の部署に郵送（宅配便可）又は持参すること。但し、宅配便を使用する場合、応札物品承認申請書は宅配便に同梱しないこと。  
応札物品の承認結果は、提出されたサンプル物品等を審査のうえ、令和3年2月25日までに通知する。  
なお、提出した關係書類等について説明を求められた場合は、これに応じること。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所 郵便番号 840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地  
佐賀県医療センター好生館 財務課契約係  
電話 0952-28-1153
- (2) 關係書類の交付方法 令和3年2月3日から令和3年2月17日まで、佐賀県医療センター好生館ホームページ（<http://www.koseikan.jp>）に掲載する。
- (3) 入札書の提出方法 郵便のみ（一般書留、簡易書留のいずれかによる。）。※郵便物の宅配状況については、郵便局ホームページの「郵便追跡サービス」で確認すること。
- (4) 入札書の提出期限 令和3年3月8日 午後5時00分必着
- (5) 開札日時および場所 令和3年3月10日 午前10時00分  
佐賀県医療センター好生館 多目的ホールA
- (6) 入札結果の公表および場所 令和3年3月15日 午前9時00分 佐賀県医療センター好生館ホームページ（<http://www.koseikan.jp>）に掲載する。
- (7) 入 札 の 延 期 天災その他やむを得ない理由により入札または開札を行うことができない場合は、入札の執行を中止し、又は延期するものとする。

## 5 その他

- (1) 契約保証金  
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号により免除する。
- (2) 入札の無効  
次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
  - ① 参加する資格のない者
  - ② 当該入札について不正行為を行った者
  - ③ 入札書の金額、氏名および印影について誤脱または判読不可能なものを提出した者
  - ④ 1人で2以上の入札をした者
  - ⑤ 代理人でその資格のない者
  - ⑥ 別紙（「郵便入札の実施について」）に規定している条件に違反しているもの
  - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (3) 入札の延期および中止  
次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。
  - ① 入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
  - ② 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないとき。
  - ③ 郵便入札の開札を延期した場合は、到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止した場合は、入札参加者への返却は行わない。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 契約者および契約額の決定方法
  - ① 予定価格の制限の範囲内で申込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、申込みをした価格が低い者から順に交渉順位を付する。なお、最も価格の低い者が2人以上あるときは、くじにより上位の交渉権者を決定する。詳細は、(別紙「郵便入札の実施について」)による。
  - ② 入札がなかった物品及び予定価格に満たさず不落となった物品については、再度入札を行わず、不落又は不調とする。
  - ③ 前号により契約額の合意がなされた場合には、契約金額確認書を提出すること。
- (6) 詳細は、入札条件書による。